

速度の遅い前車にイライラして追越しをしたところ、対向車が予想外に接近していてヒヤリとした経験がある人も多いのではないのでしょうか。追越しは正面衝突などの重大事故につながる危険を伴う行為です。そこで、今回は、追越しの危険性とやむを得ず追越しをする場合の適切な方法や留意点などをまとめてみました。



追越しの危険性

追越しには長い距離が必要である

追越しに必要な距離は、自車と追い越される車の速度差が小さいほど長くなります。たとえば、時速40キロの前車を時速50キロで追い越す場合、追越しが完了するまでに最低でも約320メートルの距離（図1）、時速50キロの前車を時速60キロで追い越す場合には約516メートルの距離が必要とされており、対向車がある場合には、この2倍の距離が必要となります。

上記の追越しに必要な距離は、追い越される車が自車と同じ程度の車長の場合です。トラックなどの車長の長い車だと、追越しに必要な距離はもっと長くなり、追い越される車の前にもう一台車がある場合には、さらに長くなります。

このように追越しにはとても長い距離が必要になりますから、追越しをするかは慎重な判断が必要です。

夜間は距離感がつかめず判断を誤りやすい

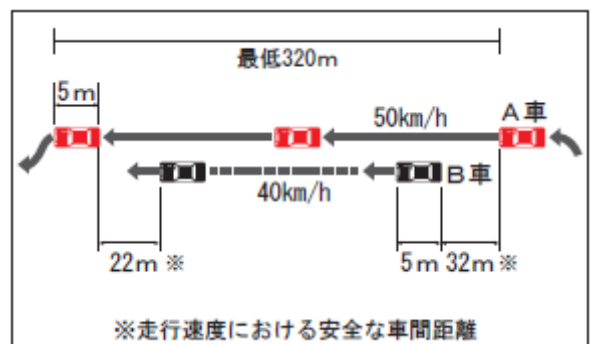
夜間は対向車のヘッドライトしか見えないことが多いため、対向車との距離や対向車の速度を適切に判断することが難しくなります。特に対向車が二輪車の場合は、実際よりも距離を遠くに感じたり、速度を遅く判断してしまうことがあります。

また、前車の後方を走行しているため自車のヘッドライトは下向きにしていますから、照明の少ない暗い道路では、道路の先の状況がつかみにくくなります。不慣れた道路の場合、追越しの途中で道路の先がカーブしていることに気づいたり、横断歩道を歩行者が横断していることに気づくといった危険な状態に陥ることもあります。

このように夜間の追越しはさまざまな危険がありますから、できるだけ控えましょう。



図1





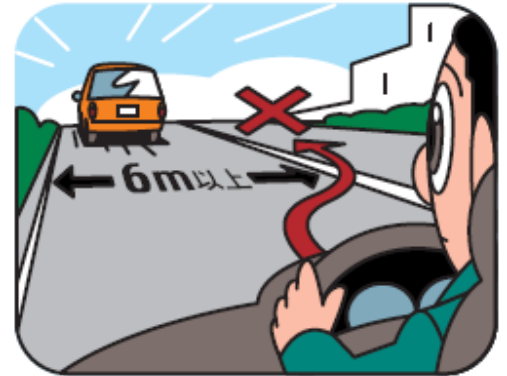
追越しが禁止されている場所や場合

追越しは危険を伴う行為ですから、道路交通法においても、追越しを禁止する場所や場合がいくつも定められています。

主なものをあげてみると、次のようになります。

- ・標識などにより追越しが禁止されている場所や追越しのための右側部分はみだし禁止の標識などがある場合（図2）
- ※自車線の幅が6メートル以上ある場合は、右側部分へはみだしての追越しはできません。
- ・道路のまがり角付近
- ・上り坂の頂上付近または勾配の急な下り坂
- ・トンネル（車両通行帯がある場合を除く）
- ・交差点（優先道路を走行している場合を除く）とその手前から30メートルの場所
- ・踏切、横断歩道、自転車横断帯とその手前から30メートルの場所
- ・前車が自動車を追い越そうとしているとき（二重追越しの禁止）
- ・後方の車が自車を追い越そうとしているとき

図2



やむを得ず追越しをする場合の留意点

追越しの手順を守る

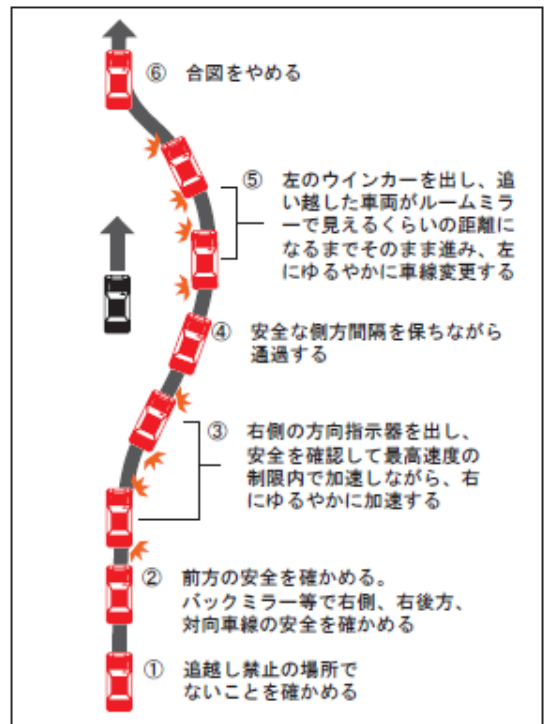
前車が故障などの理由で速度が遅く、やむを得ず追越しをする場合は、次の手順で行いましょう。

- ① 追越し禁止場所でないことを確認する。
- ② 前方、右側、右後方、対向車線の安全を確認する。
- ③ 右ウインカーを点滅させ、3秒後に最高速度の制限内で加速しながらゆるやかに右に進路変更をする。
- ④ 追い越す車両と十分な側方間隔を保ちながら通過する。
- ⑤ 左のウインカーを出して、追い越した車両がルームミラーで見えるくらいの距離まで進んでから、左に進路変更をする。
- ⑥ 合図をやめる。

大型車を追い越す場合は、大型車に目を向けない

大型車を追い越す場合、追越しの途中で大型車に目を向けると大型車に吸い寄せられるようにハンドルを切ってしまう“視覚吸引現象”という錯覚に陥る危険があります。大型車を追い越す場合は、視線をまっすぐ前に向け、一気に追い越すようにしましょう。

図3



「ご相談・お申込先」

阪急阪神保険サービス 株式会社

〒530-0017

大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16階

TEL 06-6232-8897 FAX 06-6232-8809